

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、高木瀬
土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和元年 7 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	百武 康邦	佐賀市高木瀬町大字東高木1319 番地	平成31年 3 月23日 退任
理事	副島 浩一郎	〃 〃 〃 1315 番地	平成31年 3 月24日 就任